

健感発第0617002号
平成15年6月17日

各〔都道府県
政令市
特別区〕衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

「重症急性呼吸器症候群」に関する渡航情報について
（SARS対策第22報）

渡航情報については、北京市及び台湾への不要不急の旅行を延期することをお勧めしているところであるが、17日、WHOは台湾への不要不急の旅行を延期することを考慮するよう求めていた勧告の解除を発表しました。

については、台湾について、渡航の是非の検討を促し、不要不急の旅行は延期するようお勧めする地域から、渡航・滞在に当たっては、常に関連情報の入手に努め、安全対策に十分注意を払うよう促す地域といたしますので、当該地域に渡航する場合には念のため引き続き、手洗い、うがい等一般的な感染予防の措置を取るよう、保健所等への相談に対しても、その旨回答していただくようお願いします。

なお、本症候群に関する通知等については、厚生労働省ホームページで、随時提供中であること（<http://www.mhlw.go.jp/topics/2003/03/tp0318-1.html>）及び本通知の内容については、外務省とも協議済みであり、外務省より同趣旨の渡航情報が発出又は発出される予定であることを申し添える。